

2023 年度（第 18 回）岩手県ジュニア秋季学年別ゴルフ競技大会

ローカルルールと競技の条件

日時：2023 年 10 月 1 日（日）

場所：南部富士カントリークラブ 岩手山・姫神山コース
〒028-7111 岩手県八幡平市大更 47-34-2
TEL 0195-76-3151 FAX 0195-76-3617

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で岩手県ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド（www.jga.or.jp に掲載）と R&A によって 4 半世紀ごとに更新される詳説（www.jga.or.jp に掲載）をご参照ください。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは 2 罰打）。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 岩手山コース 2 番ホール左側において球が現にプレーするホールの白(杭・線)を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 姫神山コース 8 番ホール左側において、球が境界線として定義された白と黄色の縞杭（境界物）を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで達し、その境界線と一致する。
- (2) プレーヤーの球がコースの境界に隣接したレッドペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実であり、その球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点がそのペナルティーエリアのコースの境界線側の縁である場合、ローカルルールひな型 B-2.2 に基づいてその地点の反対側に救済を受けることができる。
- (3) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設定されている場合、そのドロップゾーンはペナルティーエリアからの 1 罰打の救済の追加の選択肢となる。そのドロップゾーンは救済エリアである。球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。

3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

- (1) 修理地
 - ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
 - ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：車両の移動による損傷）。
 - ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- (2) 動かせない障害物
 - ① 動かせない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。
 - ② 動かせない障害物によって囲まれて造園された区域（花壇や低木の植込みなど）とその区域に生長しているすべての物は 1 つの異常なコース状態として扱う。
 - ③ U 字排水溝はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない（ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある U 字排水溝を除く）。
 - ④ 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. クラブと球

- (1) 適合ドライバーへッドラリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールの違反の罰：失格

5. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え

規則4.1a(2)は次のように修正される。

ラウンド中(規則5.7aに基づいてプレーが中断されている場合を含む)にプレー ヤーやそのキャディーが損傷させたクラブは「壊れた、または著しく損傷した場合にだけ取り替えることができる。この修正を除いて、規則4.1a(2)は適用される。

このローカルルールに関して：

次の場合にクラブが「壊れた、または著しく損傷した」ことになる：

- ・ シャフトがバラバラになる、裂ける、曲がる(シャフトがへこんでいるだけの場合を除く)。
- ・ クラブフェースのインパクトエリアが目に見えて変形している(クラブフェースに傷が入っている、亀裂が入っているだけの場合を除く)。
- ・ クラブヘッドが目に見えて、著しく変形している(クラブヘッドに亀裂が入っているだけの場合を除く)。
- ・ クラブヘッドがシャフトから外れている、または緩んでいる。
- ・ グリップが緩んでいる。

例外：クラブフェースとクラブヘッドは単に亀裂が入っているというだけでは「壊れた、または著しく損傷した」ことにはならない。

ローカルルールの違反の罰—規則4.1b参照。

6. プレーの中止（規則5.7）

プレーの合図と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1回の長いサイレン

通常の中止：3回の連続する短いサイレン

プレー再開：2回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置51）。

7. 練習（規則5.2）

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則5.2bは次の通り修正される：

プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後に、競技コースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホールの間の練習

規則5.5bは次の通り修正される：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. 移動（ローカルルールひな型G-6）

ラウンド中、プレーヤーはいかなる形態の動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に承認される。

このローカルルールの違反の罰：違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。2つのホールの間の違反は次のホールに適用される。

9. キャディー（ローカルルールひな型H-1.2）

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰：プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般的の罰を受ける。

ただし、11歳以下の部はゴルフ知識のある親権者（例えば、親や保護者、祖父母、親戚）がキャディー・スコアラーを兼ね同行してもよい。また、乗用カートに乗車・運転することができる。

10. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

11. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、岩手県ゴルフ連盟により会場で公表される。

12. 競技の結果－競技の終了

岩手県ゴルフ連盟のホームページに成績が表示された時点をもって終了とみなす。

13. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- ・ コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）。
- ・ 受け入れられない言動をする。
- ・ クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）。
- ・ 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- ・ ドレスコードに従わない。
- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度。
- ・ 主催者が要請する感染症防止対策に従わない。

行動規範の違反の罰

- ・ 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁。
- ・ 2回目の違反－1 罰打。
- ・ 3回目の違反－2 罰打。
- ・ 4回目の違反や重大な非行－失格。

連絡事項

【一般事項】

1. 参加者は、健康管理上及び危険防止の上から、帽子を必ず着用すること（バイザーは不可）。自己の健康管理は十分注意してください。
2. 服装や身だしなみに気をつけてください。（丈の長いシャツはスラックスの中に入れること）
3. セルフプレーにつき目土袋は常に携帯し、目土を必ずしてください。
4. プレー中はもとよりクラブハウス内においてもマナー・エチケットを良く守り、特に挨拶・返事はきびきびとした態度で行動してください。
5. 表彰式は競技終了後直ちに行うので、全員迅速に会場に集合してください。
6. 個人的買い物は競技終了後、各自精算してください。
7. ギャラリーについて
 - ① コース内での観戦はできません。但し、11歳以下の部門はゴルフ知識のある親権者（父母、祖父母、親戚）がキャディー・スコアラーを兼ね同行できます。
 - ② 競技中、選手とは接触しないでください。（アドバイスと見なされる恐れがあります）
 - ③ 選手のプレー中は静かにお願いします。
 - ④ カメラ・ビデオの撮影は禁止します。
 - ⑤ 携帯電話は電源を切るかマナーモードとし、コース内での通話は禁止します。
 - ⑥ 11歳以下の部でキャディー・スコアラーとして同行している方以外のクラブハウスへの入場は極力ご遠慮ください。

【競技について】

1. 競技は次打者マーカー制です。指定のスコアカードをスタート時に競技委員が渡します。
2. 競技者は、各ホールのホールアウト後、自己のスコアカードをマーカーにはっきり申告してください。
3. 競技委員会より指定されたマーカーはホール毎に競技者のスコアを確認し、必ず記入してください。

4. 競技中のことわざわからないことは、スコアカード提出前に、競技委員に申し出てください。
5. 18ホール終了後、競技者はマーカーの署名を確認し、自身も副署して速やかにスコアカードを提出してください。

お知らせ

1. 指定練習日 : 9月23日（土）、9月24日（日）、9月30日（土）とし、選手は予めスタート時刻を開催コースへ直接予約すること。
高校生は保護者又はクラブ顧問が、高校生以外は保護者同伴とすること。（保護者はプレーをしない場合でも、乗用カート代・保険料として別途料金を頂戴いたします。）
2. 組合せスタート時刻 : 9時52分 姫神山コーススタート（姫神山→岩手山コース）
3. 開場時間受付 : クラブハウス・練習場は7:00オープンとする。
プレーヤーは30分前には受付を終了し、スタート5分前にはティーイングエリア周辺に待機すること。
4. 練習場 : 練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人30個（300円）を限度とする（クラブハウスの売店でコインを購入してください）。
※パッティンググリーンでのアプローチ練習は禁止とします。
5. 食事 : 前半9ホール終了後に食事の時間を40分取ります（食事代は参加料に含む）。
6. 料金の支払い : 参加料に含まれるもの以外の個人の買い物は帰る際に精算願います。
7. 表彰式
8. ギャラリー : 競技終了後行います。
コース内の立ち入りは、不可とします。クラブハウス周辺で観戦ください。
レストランの利用は、現金でお取りください。
9. ゴルフ利用税 : 18歳未満の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
10. その他 : プレー中、携帯電話の使用は禁止します。
大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。
11. 欠場連絡方法 : 開催コースにFAXで送付するか、会期期間中は競技委員長に申し出ること。
電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。
無断欠席の場合は、来年度の当該競技も含め、1年間連盟主催競技への出場を停止する。



岩手県ゴルフ連盟